⑶　技術提案書を特定するための評価基準
①　担当予定技術者の能力　資格、主要業務の実績、同種及び類似業務の実績
②　技術提案書の提出者の能力　⑴の技術提案書の提出者に要求される資格を満たしていること。
③　業務の実施方針　業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性、工程計画の妥当性、技術者配置計画の妥当性、業務に対する取組意欲
④　課題についての提案
1）地域の震災復興を踏まえた施設計画のありかたについて
2）周辺環境との調和に配慮した施設計画について
3）災害対応および省エネ・省CO_2に配慮した計画について
3　手続等
⑴　担当部局　〒113―0033 東京都文京区本郷５丁目24番５号　角川本郷ビル８階　国立大学法人東京大学本部施設企画課　予算・契約チーム　電話03―5841―2209
⑵　説明書の交付期間及び場所　平成27年７月14日から平成27年７月24日まで、東京大学施設部ホームページにて交付する。
（http://www.u-tokyo.ac.jp/fac01/b07_07_03_j.html）
⑶　参加表明書の提出期限、場所及び方法　平成27年７月24日17時00分まで、上記⑴に持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。
⑷　技術提案書の提出期限、場所及び方法　平成27年９月９日15時00分まで、上記⑴に持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。
4　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要する費用は、参加表明者及び技術提案者の負担とする。
⑶　契約保証金　納付
ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金は免除する。
⑷　虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は、無効とする。
⑸　手続における交渉の有無　無
⑹　契約書作成の要否　要
⑺　本業務に直接関連する他の業務の契約を本業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑻　関連情報を入手するための照会窓口　上記３⑴に同じ。
⑼　上記２⑴①に掲げる資格を満たしていない者も上記３⑶により参加表明書を提出することができるが、上記３⑷の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。
⑽　詳細は説明書による。
5　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 42
⑵　Subject matter of the contract : Preliminary and Detailed Architectural and Building Equipment Design Work of International Coastal Research Center (Otsuchi), Atmosphere and Ocean Research Institute, The University of Tokyo
⑶　Time-limit to express interests : 5 : 00 P.M. 24 July 2015
⑷　Time-limit for the submission of proposals : 3 : 00 P.M. 9 September 2015
⑸　Contract point for documentation relating to the proposal : Budget-Contract Team, Facilities Planning Group, Facilities Department, The University of Tokyo, 5―24―5 Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo 113―0033 Japan, TEL 03―5841―2209

資　格

競争参加者の資格に関する公示

京橋税務署外⑮設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成27年７月14日
関東地方整備局長　越智　繁雄
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11
1　業務概要
⑴　業務名　京橋税務署外⑮設計業務
⑵　業務内容
・建築分野に関する設計業務
・構造分野に関する設計業務
・電気設備分野に関する設計業務
・機械設備分野に関する設計業務
⑶　履行期間　履行期間は、以下のとおり予定している。
平成27年11月（中旬）から平成29年３月30日まで
2　申請の時期
平成27年７月14日から平成27年７月29日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
なお、平成27年７月30日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。
3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、平成27年７月14日から関東地方整備局総務部契約課（埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階）において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に京橋税務署外⑮設計業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
4　設計共同体としての資格及びその審査
次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成26年３月31日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成27・28年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
③　関東地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。
④　平成26年３月31日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。
⑵　業務形態
①　構成員の分担業務が、業務の内容により、京橋税務署外⑮設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、京橋税務署外⑮設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
③　１⑵の業務内容に掲げる各分担業務をそれぞれ優れた技術を有する構成員に分担し、京橋税務署外⑮設計業務設計共同体協定書第８条第１項に明示すること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、京橋税務署外⑮設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。
5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。